



平成18年3月7日

各 位

会 社 名 富 士 写 真 フ イ ル ム 株 式 会 社

代 表 者 の

役 職 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 古 森 重 隆

(コード番号：4901 東証第一部・大証第一部・名証第一部)

問 合 せ 先

責 任 者 コーポレートコミュニケーション部IR室長 岡 田 淳 二

電 話 番 号 03 (3406) 2111

ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定に関するお知らせ

当社は、平成18年3月7日開催の当社取締役会において、2011年満期A号及びB号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債並びに2013年満期A号及びB号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議いたしました。その発行に関し、発行条件等について決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 2011年満期A号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権に関する事項

| | |
|--|-----------------|
| 1. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 | 本社債の発行価額と同額とする。 |
| 当初転換価額 | 5,278円 |
| (参考) | |
| 発行条件決定日（平成18年3月7日）における株価等の状況 | |
| イ. 株式会社東京証券取引所における株価（終値） | 3,770円 |
| ロ. アップ率 $[\{(転換価額)/(株価(終値)) - 1\} \times 100]$ | 40.00% |
| 下限転換価額 | 3,770円 |
| 2. 新株の発行価額中の資本組入額 | 1株につき 2,646円* |
| *本新株予約権一個が上記当初転換価額により行使された場合の資本組入額 | |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

<ご 参 考>

| | |
|-----------------------|---|
| (1) 社 債 の 発 行 総 額 | 500億円 (本社債の額面総額 500億円) |
| (2) 発 行 決 議 日 | 2006年3月7日 |
| (3) 申 込 期 間 | 該当なし |
| (4) 払 込 期 日 及 び 発 行 日 | 2006年4月5日 |
| (5) 新株予約権の行使請求期間 | 2006年4月5日から2011年3月28日まで (行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②本社債の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2011年3月28日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 |
| (6) 償 還 期 限 | 2011年3月31日 |

II. 2011年満期B号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権に関する事項

| | |
|--|-----------------|
| 1. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 | 本社債の発行価額と同額とする。 |
| 当初転換価額 | 5,278円 |
| (参考) | |
| 発行条件決定日(平成18年3月7日)における株価等の状況 | |
| イ. 株式会社東京証券取引所における株価(終値) | 3,770円 |
| ロ. アップ率 $[\{(転換価額)/(株価(終値)) - 1\} \times 100]$ | 40.00% |
| 下限転換価額 | 3,770円 |
| 2. 新株の発行価額中の資本組入額 | 1株につき 2,646円* |
| *本新株予約権一個が上記当初転換価額により行使された場合の資本組入額 | |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

<ご 参 考>

| | |
|-----------------------|---|
| (1) 社 債 の 発 行 総 額 | 500億円 (本社債の額面総額 500億円) |
| (2) 発 行 決 議 日 | 2006年3月7日 |
| (3) 申 込 期 間 | 該当なし |
| (4) 払 込 期 日 及 び 発 行 日 | 2006年4月5日 |
| (5) 新株予約権の行使請求期間 | 2006年4月5日から2011年3月28日まで (行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②本社債の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2011年3月28日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 |
| (6) 償 還 期 限 | 2011年3月31日 |

Ⅲ. 2013年満期A号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権に関する事項

| | | |
|--|-----------------|---------|
| 1. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 | 本社債の発行価額と同額とする。 | |
| 当初転換価額 | | 4,901円 |
| (参考) | | |
| 発行条件決定日(平成18年3月7日)における株価等の状況 | | |
| イ. 株式会社東京証券取引所における株価(終値) | | 3,770円 |
| ロ. アップ率 $[(\text{転換価額}) / (\text{株価(終値)}) - 1] \times 100$ | | 30.00% |
| 下限転換価額 | | 3,770円 |
| 2. 新株の発行価額中の資本組入額 | 1株につき | 2,451円* |

*本新株予約権一個が上記当初転換価額により行使された場合の資本組入額

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

<ご 参 考>

| | |
|-----------------------|---|
| (1) 社 債 の 発 行 総 額 | 500億円 (本社債の額面総額 500億円) |
| (2) 発 行 決 議 日 | 2006年3月7日 |
| (3) 申 込 期 間 | 該当なし |
| (4) 払 込 期 日 及 び 発 行 日 | 2006年4月5日 |
| (5) 新株予約権の行使請求期間 | 2006年4月5日から2013年3月28日まで (行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②本社債の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2013年3月28日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 |
| (6) 償 還 期 限 | 2013年3月31日 |

IV. 2013年満期B号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権に関する事項

| | | |
|--|-----------------|----------------|
| 1. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 | 本社債の発行価額と同額とする。 | |
| 当初転換価額 | <u>4,901円</u> | |
| (参考) | | |
| 発行条件決定日 (平成18年3月7日) における株価等の状況 | | |
| イ. 株式会社東京証券取引所における株価 (終値) | <u>3,770円</u> | |
| ロ. アップ率 [$\{(転換価額)/(株価(終値)) - 1\} \times 100$] | 30.00% | |
| 下限転換価額 | 3,770円 | |
| 2. 新株の発行価額中の資本組入額 | 1株につき | <u>2,451円*</u> |
| *本新株予約権一個が上記当初転換価額により行使された場合の資本組入額 | | |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

<ご 参 考>

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 社 債 の 発 行 総 額 | 500億円 (本社債の額面総額 500億円) |
| (2) 発 行 決 議 日 | 2006年3月7日 |
| (3) 申 込 期 間 | 該当なし |
| (4) 払 込 期 日 及 び 発 行 日 | 2006年4月5日 |
| (5) 新株予約権の行使請求期間 | 2006年4月5日から2013年3月28日まで (行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②本社債の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2013年3月28日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 |
| (6) 償 還 期 限 | 2013年3月31日 |

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。